

## 令和2年度坂井市職員採用候補者前期試験実施要領

### 1. 試験職種、採用予定人員等

試験は、次の試験職種で行います。

試験職種		採用予定人員	業務内容
事務		10人	一般行政事務に従事する
事務 (障がい者対象)		若干名	一般行政事務に従事する
土木		4人	土木に関する専門的業務等に従事する
資格 専門職	保健師	1人	保健師としての専門的業務のほか一般事務に従事する

※ 採用予定人員は変更になる場合があります。

### 2. 受験資格

試験職種	受験資格
事務	平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 (平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人、又は令和3年3月31日までに卒業見込みの人を含む)
事務 (障がい者対象)	昭和55年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人 活字印刷文による出題および口述試験に対応できる人
土木	昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 (平成11年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した人、又は令和3年3月31日までに卒業見込みの人を含む)
保健師	平成2年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人、又は令和3年3月31日までに免許取得見込みの人

・土木関係の資格を有する方は、申込書の「資格の名称」欄に記載してください。

- ① 学歴は問いませんが、大学卒業程度(障がい者対象試験は高校卒業程度)の学力を必要とします。

- ② 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - (イ) 坂井市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3. 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第1次試験	令和2年7月12日(日) 集合時間 8:45 教養試験 9:00~11:00 作文試験 11:15~12:15 専門試験(土木・保健師) 13:15~15:15	坂井市坂井町上新庄 第28号21番地  坂井中学校
第2次試験	令和2年8月下旬~9月上旬(予定) 日程・試験会場等については、第1次試験合格者に通知します。	

※ 試験当日、坂井中学校周辺は駐車台数が限られています。出来る限り公共交通機関をご利用下さい。(車の場合、中学校東側の駐車場を利用下さい)

### 4. 試験の方法

区 分	種 類	内 容
第1次試験	教養試験 (全職種共通)	市職員として必要な一般知識及び知能について択一式による筆記試験を行います。
	作文試験 (全職種共通)	課題に対する論理的思考力・表現力等をみるための日本語による筆記試験 800字(原稿用紙2枚)程度(障がい者対象試験は400字(原稿用紙1枚)程度)、課題当日発表
	専門試験 (土木・保健師)	専門的知識・能力・技術等について、択一式筆記試験を行います。
第2次試験	口述試験	受験者の人物、意欲等について、個別面接を行います。

※ 受験資格の有無、申込書記載事項の真否について、調査します。

## 5. 出題分野

区 分	試験職種	出 題 分 野
教養試験	全職種共通	時事、社会・人文、自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する一般知能
専門試験	土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
	保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

## 6. 合格者の発表

区 分	発表時期	発 表 方 法
第1次試験合格者	令和2年8月中旬	坂井市役所前掲示板及び坂井市ホームページに掲載するほか、合格者に結果を郵便で通知します。
最終合格者 (第2次試験合格)	令和2年9月中旬	坂井市役所前掲示板及び坂井市ホームページに掲載するほか、第2次試験受験者全員に結果を郵便で通知します。

## 7. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に記載され、坂井市職員として採用される資格を持つこととなります。
- (2) 採用は、欠員補充等必要が生じた場合に行うこととなりますが、その際は本人の志望等を考慮のうえ、採用者を決定することとなります。
- (3) 採用された場合の給与は、原則として次のとおりです。

### ○初任給

大 学 卒	182,200円
短 大 卒	160,100円
高 校 卒	150,600円

※職歴等がある人は、初任給の額に一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

### ○諸手当

扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給基準に基づき支給されます。

## 8. 受験手続

### (1) 受験申込手続

- ① 申込用紙は、坂井市役所職員課で交付します。

(5月22日(金)から 土・日・祝日を除く 8:30~17:15)

- ② 郵便で、申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、送り先を明記して120円分の切手を同封してください。

- ③ 申込先及び申込の方法

申込書に必要事項を記入し、本人の写真(上半身、脱帽、正面向、縦5cm×横4.5cmで、申込前6ヶ月以内に撮影したものに限り)を所定の箇所に貼付し、坂井市役所職員課に提出してください。

### (2) 受付期間等

持参の場合	受付期間 令和2年6月1日(月)から6月19日(金)まで 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日は除く)
郵送の場合	受付期間 令和2年6月1日(月)から6月19日(金)まで <u>必ず「書留郵便」とする。6月19日(金)までの消印のあるものは受け付けますが、6月16日以降は、「速達書留」で郵送してください。</u>
インターネットの場合	受付期間 令和2年6月 1日(月)午前8時30分から 6月19日(金)午後5時15分まで 上記期間中は24時間受け付けますが、最終日の6月19日については、午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付けます。 <u>試験当日、受験票に写真が貼られていない場合や、受験票を忘れた場合は、原則として受験できません。</u>

## 9. その他

受験手続、その他の問い合わせは、下記へお願いします。

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市総務部職員課 TEL 0776-50-3011 (直通)